

■教育行政のポイント

教職員の“メンタルヘルス対策”

菱村 幸彦

10月3日、文部科学省の「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」から中間まとめが出された。平成5年に文部省(当時)の「教員の心の健康等に関する調査研究協力者会議」から報告書が出ているので、教員のメンタルヘルス対策の提言はほぼ20年ぶりだ。

メンタルヘルスの予防的取組

文科省調査によると、平成22年度に精神性疾患で休職した教員は5,407人に及ぶ。平成3年度の精神性疾患休職教員は1,129人であったから、ここ20年で約5倍増となったわけだ。その増加ぶりに驚く。加えて休職発令に至っていないメンタルヘルス不調教員は、これより多いことは間違いない。今回の中間まとめは、こうした状況を踏まえての提言である。

中間まとめは、かなり長文なので、ここでその内容を紹介する紙幅はないが、ポイントは、おおむね次の3点である。

第1は、メンタルヘルス不調の背景。中間まとめは、概略、こう言う。

教員は対人援助職であるため、目に見える成果が実感しづらい。で、自分の努力に対する周りからの肯定的な評価が得られないと燃え尽きてしまう。また、学校では一人の教員が多くの方掌を担当し業務量が多い。加えて、生徒指導や保護者対応が突発的に入り、休日の部活指導もある。さらに、教員の職務は一人で抱え込んで対応するケースが多く、孤立しがちだ。教員には自分の指導に干渉されたくない気持ちがあるため、同僚の教員に対して言いたいことが言えない雰囲気があり、それがストレスの原因となる、等々。

第2は、メンタルヘルスの予防的取組。中間まとめは、教員のメンタルヘルスの予防的取組として、①セルフケアの促進(教員自身メンタルヘルスの知識やストレスの対処行動を身につけることなど)、

②ラインによるケアの充実(管理職による教員の状況把握と早期対応など)、③業務の縮減・効率化(教育委員会からの調査・照会等の縮減・効率化と学校における業務の縮減・効率化など)、④相談体制の充実(専門家による相談体制の整備など)、⑤良好な職場環境・雰囲気の醸成(産業医による職場巡視や面接指導や精神科医との連携等の労働安全衛生管理体制の整備など)を挙げている。

中間まとめで注目すべき点は、教員が教育活動に専念できる適切な職場にするために、労働安全衛生管理の重要性を強調していることである。ここでこのことについて説明する余裕はないが、詳しくは文科省が24年3月に出したリーフレット「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」を参照されたい(インターネットで簡単に入手できる)。

休職発令から復職までの対応

第3は、休暇・休職教員の復職支援。中間まとめは、病気休暇取得・病気休職発令時の対応→復職プログラムの実施前の対応→復職プログラムの実施中の対応→復職プログラムの実施後の対応等についてフローチャートで図示しながら、各段階について具体的な提言をしている。

フローチャートでは、メンタルヘルスの対応はスムーズに流れるように見える。が、現実の対応は難しい。とにかく、校長は校内にメンタルヘルス不調教員を抱えると大変な苦勞をすることになるのだ。

私も校長時代にメンタルな問題を抱える教員の対応に苦勞した苦い経験がある。本人と家族を説得して、なんとか病気休暇に持ち込んだものの、医師が復職可能の診断書を安易に出したため、復職後の対応でさらに苦勞した。教育委員会のメンタルヘルス対策には、校長のこうした苦勞を全面的にバックアップする態勢が欠かせない。

(ひしむら・ゆきひこ=(財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売中！ 校長・副校長・教頭が知っておくべき教育法規運用のポイント 学校管理職のための教育法規運用テキスト

【編集】菱村幸彦 A5判 212頁／定価 2520円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)